

令和4年4月25日

保護者様

練馬区立南が丘中学校
校長 宮田 健史

4月25日以降の本校の教育活動について

日頃より本校の教育活動にご理解ご協力いただき、誠にありがとうございます。

さて、4月22日（金）に練馬区教育委員会より「4月25日以降の区立学校（園）における教育活動等について」が通達されました。

つきましては、4月25日（月）以降の本校の教育活動は、「練馬区立学校（園）改訂版感染予防のガイドライン 第四改訂版」に基づき進めてまいりますので、よろしく願いいたします。

なお、下記に新たなガイドラインを簡単にまとめましたので、ご参考ください。

記

1 学校における感染予防対策

- (1) 日常的な感染予防策（登校前の検温、体調チェック、マスク着用等）、校内環境の整備（手指消毒用アルコールの設置や教室の換気等）、消毒作業（机・椅子やドアノブ等）などはこれまでと同様に実施する。
- (2) 教育活動上の対策
 - ・基本的な感染予防対策を徹底した上で、活動に応じた対策を講じて実施する。
 - ・集会等は、施設規模等に応じた人数制限を行った上で実施する。

2 各教科等の指導について

- (1) 授業中、児童生徒等および教員はマスクを着用することを原則とする。
- (2) 授業におけるグループや少人数での話し合い・教え合いなどの活動はマスクの着用、身体的距離の確保、短時間での実施など、感染予防対策を講じた上で実施する。
- (3) 実技系教科等における各活動等については、次のとおりとする。
 - ①屋外や運動施設における運動は、必要に応じたマスクの着用や可能な限りの接触の回避等の工夫を講じた上で実施する。
 - ②水泳・水遊びは、今後実施の可否を判断する。
 - ③屋内における歌唱は、マスクを着用して行う。その際は、身体的距離の確保や隊形などの対策を講じる。
 - ④屋内におけるリコーダーや鍵盤ハーモニカ等の管楽器（金管・木管楽器を含む）演奏は、身体的距離の確保や隊形などの対策を講じて行う。
 - ⑤調理実習は、密な状況を避ける工夫を可能な限り講じ、実施する。調理後の喫食は、生徒が対面しない座席配置とするなどの対策を講じて行う。
 - ⑥理科等における実験・観察は、活動するグループの人数を可能な限り少なくし、顔や頭を寄せ合う状況を避けることの指導を行った上で実施する。
- (4) 給食や清掃活動は、これまでと同様に実施する。
- (5) 生徒会活動は、教科等の活動の取り扱いと同様とし、感染予防の視点で活動内容の工夫や時間を短縮して行う。

(6) 学校行事について

- ①新しい生活様式を踏まえ、参加人数や内容の縮小および活動時間や準備時間の縮減等の工夫を講じて行う。
 - ②避難訓練は密な状況を避けて実施する。
 - ③健康診断は、円滑な測定等が行われるよう工夫して行う。
 - ④区立宿泊施設を利用して行う校外学習（スキー移動教室、E組移動教室）などは、保健給食課が示すガイドラインに基づき実施する。
 - ⑤修学旅行および私費によって行う校外学習は、各交通機関や事業者等が示す制限や感染予防対策を踏まえ、保護者への説明を丁寧に行い、十分な理解を得た上で実施する。
 - ⑥徒歩による校外学習は、基本的な感染予防対策を講じて実施する。
- (7) その他の教育活動について
- ①職場体験学習は、各事業所の同意を得るとともに、保護者・地域等への説明を丁寧に行い、十分な理解を得た上で実施する。
 - ②学校公開、道徳授業地区公開講座などは時間の制限、人数の制限、分散実施等の工夫をし、「密」を避けて実施する。
 - ③外部人材を活用して行う学習活動は、その他の教育活動と同様の感染予防対策を講じて行う。ウェブ会議システム等による実施を積極的に検討する。
 - ④保護者会等およびPTAによる活動は、ウェブ会議システム等の活用も検討する。保護者に参集を求める場合は、広さにゆとりのある会場での実施や分散実施、時間短縮などの工夫を講じて行う。
 - ⑤PTAが主催する生徒向け行事等は、本ガイドラインを踏まえた対策を講じて行う。
- (8) 部活動について
- ①「練馬区立学校（園）改訂版感染予防のガイドライン（第四改訂版）」の体育・音楽等の実技活動の指針に則り活動する。
 - ②生徒・保護者に、感染症対策について十分に説明し活動計画を示し、理解および同意を得た上で活動を行う。 ※本校では部活動参加にあたって、保護者の参加確認書が必要となる。
 - ③活動における留意点
 - ・健康チェック（検温等）を行い、記録カード等で必ず確認して活動する。
 - ・部活動の日時や活動内容をあらかじめ生徒・保護者に伝え、活動内容に十分な理解を得た上で実施する。
 - ・活動時において陽性者が発生した場合、濃厚接触者が特定されるまで、活動は行わない。
 - ・「練馬区立中学校部活動のあり方に関する方針」（令和2年3月）に則った活動時間とする。具体的には、練習時間は平日2時間休日3時間、平日に1日土日に1日の活動を休む日を設ける。
 - ・感染者が増加し、国や都の感染状況に応じた行動基準が改めて示された際には、活動を中止、または、個人や少人数での感染リスクの低い活動を短時間行うなどの対応を行う。
 - ④運動部活動での留意点
 - ・運動開始前の移動および準備時にはマスクを着用する。原則として、激しい運動時のマスクの着用は推奨しないが、十分な呼吸ができなくなるリスクや熱中症になるリスクがない場合には、マスクを着用する。
 - ・屋内、屋外に関わらず、可能な限り距離を空けて活動する。
 - ・不必要に大きな声を出しての活動はしない。
 - ⑤文化部活動での留意点（主に屋内での活動）
 - ・活動準備および移動時にはマスクを着用する。
 - ・個別および少人数グループの練習であっても、可能な限り距離を空けて活動する。

- ・全パートを合わせて行う合唱および管楽器の合奏は実施しない。実施する場合は、屋外または体育館等、十分な広さが確保された空間において、確実に換気を行った上で、飛沫による感染リスクの回避に極力配慮（無観客、十分な距離の確保、アクリル板等の設置等）して活動を行う。
 - ・演奏および発表、活動場所等の規模に応じ、感染リスクが避けられる人数で活動する。
- ④対外的な活動（大会、試合、コンクール、イベント等）の参加について
- ・大会、試合（練習試合等も含む）、コンクール等の対外的な活動については、以下のア～ウの条件に当てはまることを管理職が確認の上、活動の可否を判断する。
 - ア）自校や会場地域の感染状況を十分考慮し、中学校体育連盟、中学校文化連盟等の指針も踏まえ、主催者側が十分な感染対策を施している。
 - イ）自校および相手校等の感染状況が、十分に安全な状態であると確認されている。
 - ウ）対外的な活動（練習試合等も含む）の実施について、生徒・保護者への説明を丁寧に行い、十分な理解を得ている。

3 登校の判断について

- ・生徒に風邪症状が見られる、同居家族に発熱等の風邪症状が見られる場合は、登校を見合わせるよう家庭に協力を要請する。
 - ※この場合は「欠席」ではなく、「出席停止」となる。

4 その他

- (1) 東京都は「リバウンド警戒期間」の5月22日までの延長を決めました。新型コロナウイルス感染への警戒期間はまだ続いています。引き続き生徒には感染防止への行動（手洗いの励行、マスクの着用、密（密集、密閉、密接のいずれか）の回避など）を促して参ります。ご家庭でも感染防止への行動を続けられるますよう、また体調管理に留意していただけますよう、お願いいたします。
- (2) 新型コロナウイルス感染症の感染状況により、上記の内容が変更されることもあります。ご了承ください。

問い合わせ

副校長 神藤 陽平

電話 03-3904-5782